

2019年度

九州アジア観光アイランド特区ガイド

口述試験受験生 募集要項

九州アジア観光アイランド特区ガイド（以下、特区ガイド）は、「九州アジア観光アイランド総合特区」が総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）における地域活性化総合特別区域の指定（2013 年 2 月 15 日）、計画認定（2013 年 6 月 28 日）及び計画変更認定（2014 年 6 月 27 日）を受け、九州 7 県、福岡市及び一般社団法人九州観光推進機構が育成しているガイドです。

2018 年 1 月 4 日に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正したことから、現在は、無資格での有償ガイド行為が可能となりました。（法律改正以前は、本研修を履修、口述試験に合格した後、福岡県知事の登録を受けることにより、九州域内で、有償で外国語を用いた通訳案内を行うことができる資格でした。）

本特区ガイドに登録したものは、九州内で特区ガイドの名称を用いてガイドを行うことが可能となります。つきましては、九州における特区ガイド（地域通訳案内士）の口述試験受験生を以下のとおり募集いたします。

1 試験名

九州アジア観光アイランド特区ガイド口述試験

2 対象言語

中国語、韓国語、タイ語

3 特区ガイドの名称を用いて活動できる地域

九州全域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

4 応募要件について

2016 年度～2018 年度の特区ガイド育成研修を全て履修した者

5 口述試験の募集及び実施の期間等について

口述試験の募集期間及び実施日は以下のとおりです。

開催県	対象言語	募集期間	口述試験日
福岡県 (福岡市)	中国語、韓国語、タイ語	5月9日(木) ～6月9日(日) 【申込期限】	6月16日(日)
鹿児島県	中国語、韓国語	6月9日(日) 23:59まで	6月15日(土)

6 口述試験料等について

受験料は無料です。

※特区ガイドとして登録する手数料 5,100 円や登録の際に提出する健康診断書に要する経費等が別途必要となります。

7 口述試験について

(1) 対象言語・実施日・会場

開催県	対象言語	試験日	会場
福岡県	中国語 韓国語 タイ語	6月16日(日)	〒813-8529 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1丁目1-1 福岡女子大学
鹿児島県	中国語 韓国語	6月15日(土)	〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁

(2) 実施内容

1人あたり10分程度の面接形式とし、通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションやホスピタリティ等、実践的な能力を判定する試験です。研修の理解度を計る他、対象言語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力について審査します。また、中国語・韓国語・タイ語を母語とする方については、日本語によるスピーキングスキルやプレゼンテーション能力の審査を行います。

(3) 口述試験の日時及び試験会場

九州特区ガイド口述試験受験申込WEBサイトを閲覧下さい。受験時刻(集合時刻)及び試験会場(部屋番号)をご案内しております。万一変更が生じた場合は、受験者へメールにて連絡します。また、九州観光推進機構のホームページでも同じようにご案内します。

8 申込方法

○WEBによる申込先(アドレス)

九州特区ガイド口述試験受験申込WEBサイト

<https://va.apollon.nta.co.jp/kyushutokku/>

(注意:2019年度の口述試験申込は、WEBのみになります)

9 合格発表について

九州観光推進機構のホームページ（九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト）
<http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/>

に合格者の整理番号（例：2019-1-123）を掲示し、同日、可否についての通知書を郵送します。口述試験合格者に対しては「合格証書」を発行します。

合格発表日
6月28日（金）

10 登録について

口述試験に合格した方は、県に申請して登録を受けることにより、特区ガイドの名称を使用して九州全域を通訳案内ができます。口述試験に合格しても登録を受けない場合には、特区ガイド（地域通訳案内士）に認定されたことにはなりませんので、ご注意下さい。

登録申請の際は、登録申請書の他に登録手数料 5,100 円、健康診断書等が必要になります。詳細は、口述試験の合格発表時に文書にて送付させていただきます。

11 留意事項

特区ガイド（地域通訳案内士）に認定されましても、個人の収入、その他の利益を保証するものではないことをご了承ください。

また、特区ガイドの資格を取得しても、全国通訳案内士試験（国家試験）の科目免除等の措置はございません。

口述試験に合格された方は、原則として県に登録して特区ガイドとして活動されることを前提としています。

12 本件についての問い合わせ先

九州特区ガイド口述試験事務局（株式会社日本旅行九州法人支店内）

TEL：092-451-0606

E-mail：kyushu_tokku@nta.co.jp

受付時間：平日 09:30～17:30（土日・祝日は受付していません。）

13 主催

福岡県／佐賀県／長崎県／熊本県／大分県／宮崎県／鹿児島県／福岡市／
一般社団法人九州観光推進機構